



和歌山市公報

令和4年（2022年）8月1日
第1732号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
40	和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	2

【告示】

291	公示送達（令和4年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	3
292	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	3
293	公示送達（令和4年度随時第2期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	3
294	道路線区域変更及び供用開始（令和4年告示第277号）の一部改正・・・・・・・・（道路管理課）	4
295	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	4
296	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	5
297	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	6
298	公示送達（令和3年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・・・（保険総務課）	6
299	公示送達（市県民税普通徴収督促状及び固定資産税・都市計画税督促状）・・・（納税課）	6
300	公示送達（差押調書（謄本））・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	7
301	公示送達（令和4年度国民健康保険料納入通知書及び国民健康保険料更正通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	7

【公告】

○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	7
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・（地籍調査課）	7
○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課）	8
○	新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（新型コロナウイルスワクチン接種調整課）	8
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・（地籍調査課）	9
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	10

【選挙管理委員会告示】

32	選挙人名簿の登録要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	10
33	和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票管理者及びその職務代理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	10
34	和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	11
35	和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	11
36	和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の区画総数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	11

- 37 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場に選挙運動ポスターの掲示を開始する日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 11
- 38 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 12

【 教育委員会告示 】

- 10 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 12

【 規 則 】

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年8月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第40号

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則

和歌山市介護保険施行規則（平成12年規則第95号）の一部を次のように改正する。

別記様式第28号中

「

福祉用具の利用（予定）状況	
<input type="checkbox"/> 車椅子	<input type="checkbox"/> 入浴用リフト
<input type="checkbox"/> 特殊寝台	<input type="checkbox"/> 段差解消リフト
<input type="checkbox"/> 手すり	<input type="checkbox"/> 歩行器
<input type="checkbox"/> スロープ	<input type="checkbox"/> 入浴補助用具
<input type="checkbox"/> 歩行補助杖	<input type="checkbox"/> 簡易浴槽
<input type="checkbox"/> 移動用リフト	<input type="checkbox"/> 腰掛便座
<input type="checkbox"/> 徘徊感知器	<input type="checkbox"/> 特殊尿器
<input type="checkbox"/> 立上り座椅子	<input type="checkbox"/> 体位変換器
<input type="checkbox"/> スライディングボード	<input type="checkbox"/> 褥瘡予防用具
<input type="checkbox"/> その他（対象外種目等） （ ）	
<input type="checkbox"/> 福祉用具利用（予定）無し	

を

「

福祉用具の利用（予定）状況	
<input type="checkbox"/> 車いす	<input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知器
<input type="checkbox"/> 車いす付属品	<input type="checkbox"/> 移動用リフト
<input type="checkbox"/> 特殊寝台	<input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置
<input type="checkbox"/> 特殊寝台付属品	<input type="checkbox"/> 腰掛便座
<input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具	<input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置の
<input type="checkbox"/> 体位変換器	交換可能部品
<input type="checkbox"/> 手すり	<input type="checkbox"/> 排泄予測支援機器
<input type="checkbox"/> スロープ	<input type="checkbox"/> 入浴補助用具
<input type="checkbox"/> 歩行器	<input type="checkbox"/> 簡易浴槽
<input type="checkbox"/> 歩行補助つえ	<input type="checkbox"/> 移動用リフトのつり具の部分
<input type="checkbox"/> その他（対象外種目等） （ ）	

に改める。

□福祉用具利用（予定）無し

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第28号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和4年8月1日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第291号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年7月19日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和4年度第1期の納期は、令和4年8月5日に変更する。

（別紙省略）

（令和4年7月19日揭示済）

和歌山市告示第292号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月20日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
河合 純	医療法人裕紫会 中谷病院	和歌山市鳴神12 3番地の1	肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害	令和4年7月1日
西野伸夫	医療法人裕紫会 中谷病院	和歌山市鳴神12 3番地の1	肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、肝臓機能障害	令和4年7月1日

（令和4年7月20日揭示済）

和歌山市告示第293号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年7月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和4年度	随時第2期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和4年8月1日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年7月21日揭示済)

和歌山市告示第294号

道路区域の変更及び供用開始（令和4年告示第277号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月21日

和歌山市長 尾花正啓

表を次のように改める。

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
16-177	宮前177号線	和歌山市杭ノ瀬100番1地先 ～ 和歌山市杭ノ瀬94番1地先	旧	54.0	4.00 ～ 4.60
			新	54.0	6.50 ～ 7.30
22-97	貴志97号線	和歌山市栄谷512番9地先 ～ 和歌山市栄谷512番3地先	旧	10.0	4.70
			新	10.0	6.00

(令和4年7月21日揭示済)

和歌山市告示第295号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年7月22日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年7月9日及び同月15日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年7月7日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車	1台につき	4,000円

大型自動二輪車

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年7月22日揭示済)

和歌山市告示第296号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年7月22日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、楠本中児童遊園、鳴神公園及び島橋公園	令和4年7月1日、同月6日及び同月13日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和4年7月22日揭示済）

和歌山市告示第297号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年7月22日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和4年7月23日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月19日及び同月28日	令和4年4月7日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月24日	令和4年4月7日
J R六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月28日	令和4年4月7日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、汀公園、水軒堤防公園、大新公園及び湊紺屋町緑地公園	令和4年3月17日、同月22日、同月23日、同月25日、同月29日及び同月30日	令和4年4月7日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

（令和4年7月22日揭示済）

和歌山市告示第298号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年7月25日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和4年8月12日に変更する。

（別紙省略）

（令和4年7月25日揭示済）

和歌山市告示第299号

市県民税普通徴収督促状及び固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 4 年 7 月 29 日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和 4 年 7 月 29 日 掲示済)

和歌山市告示第 300 号

差押調書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 4 年 8 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和 4 年 8 月 1 日 掲示済)

和歌山市告示第 301 号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 4 年 8 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和 4 年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和 4 年 8 月 24 日に変更する。
令和 4 年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和 4 年 8 月 24 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 4 年 8 月 1 日 掲示済)

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 4 年 7 月 19 日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市土入字橋詰 129 番、水路	和歌山市餌差町 1 丁目 36 番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林 裕介

(令和 4 年 7 月 19 日 掲示済)

和歌山市西浜の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和 4 年 7 月 21 日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和4年7月21日から同年8月10日まで（20日間）
- 3 閲覧場所 松下体育館 会議室（和歌山市西浜1037番地）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は令和4年7月21日から同年8月10日までの間（同年7月24日、同月30日、同月31日、同年8月6日及び同月7日を除く。）、9時30分から16時まで行うこととする。

（令和4年7月21日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年7月25日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年7月21日 和建指第2703号	和歌山市木ノ本字宇津 輪341番1、364 番23、365番2	和歌山市太田1丁目12 番26-13号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示	6.00m×88.60m 88.60m

（令和4年7月25日揭示済）

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和4年7月26日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

- 1 対象者
和歌山市に居住する5歳以上の者
- 2 実施場所及び期間
(1) 実施場所 集合契約締結医療機関
(2) 実施期間 令和3年2月17日から令和4年9月30日まで
- 3 使用するワクチン
(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受け	18歳以上の者（18歳以上40歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限り。）

たものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-COV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-COV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-COV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-COV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者
組換えコロナウイルス（SARS-COV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-COV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-COV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）

(令和4年7月26日揭示済)

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

和歌山市園部字奥ノ垣内333番1

和歌山市園部字奥ノ垣内333番9

和歌山市園部字奥ノ垣内349番1

和歌山市園部字奥ノ垣内352番1

和歌山市園部字奥ノ垣内356番1

和歌山市園部字奥ノ垣内363番1

和歌山市園部字奥ノ垣内365番5

和歌山市園部字奥ノ垣内365番9

和歌山市園部字鳴滝山1672番20

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階

電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和4年8月1日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年8月1日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市岩橋字峯1466番9	和歌山市栗栖552番地1 メゾンプレール栗栖101 高橋七菜
	和歌山市栗栖552番地1 メゾンプレール栗栖101 高橋克佳

（令和4年8月1日揭示済）

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第32号

令和4年8月21日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録要領を、次のとおり定める。

令和4年7月19日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西勉己

- 1 基準となる日 令和4年8月13日
- 2 登録を行う日 令和4年8月13日
- 3 異議申出日 令和4年8月14日

（令和4年7月19日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第33号

令和4年8月21日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和4年7月19日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西勉己

(別紙省略)

(令和 4 年 7 月 19 日 掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 34 号

令和 4 年 8 月 21 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を、次のように選任する。

令和 4 年 7 月 19 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

(別紙省略)

(令和 4 年 7 月 19 日 掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 35 号

令和 4 年 8 月 21 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和 4 年 7 月 19 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 設置箇所数 590 箇所
- 2 設置場所 別表のとおり

(別表省略)

(令和 4 年 7 月 19 日 掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 36 号

令和 4 年 8 月 21 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の区画の総数、区画番号及び表示方法を次のように定める。

令和 4 年 7 月 19 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 区画の総数
和歌山市長選挙 2 段 6 区画
和歌山市議会議員補欠選挙 3 段 12 区画
- 2 区画番号及び表示方法
掲示場の区画ごとに、1 から区画の総数までの一連番号を右上段から右下段の順に、順次左へ同様の順序によって各区画の中央に表示する。

(令和 4 年 7 月 19 日 掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 37 号

令和 4 年 8 月 21 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日を次のように定める。

令和 4 年 7 月 19 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

掲示を開始することができる日 令和 4 年 8 月 14 日（日）

(令和 4 年 7 月 19 日 掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第38号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年7月28日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和4年8月5日（金）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室

3 案件

- (1) 選挙人名簿から抹消するについて
- (2) 在外選挙人名簿から抹消するについて
和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における
- (3) 期日前投票所の投票立会人の選任について
- (4) 選挙長及びその職務代理者の選任について
- (5) 投票所を定めるについて
- (6) 投票所の閉鎖時刻の繰上げについて
- (7) 選挙長にする届出等の受理場所について
- (8) 投票及び開票の順序について
- (9) 選挙公報及び投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- (10) 個人演説会等の施設の設備の程度の承認及び候補者等が納付すべき費用の額の承認について
- (11) 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について
- (12) 選挙会の場所及び日時について
- (13) 開票事務と選挙会事務との合同について
- (14) 選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表場所について

(令和4年7月28日揭示済)

【 教育委員会告示 】**和歌山市教育委員会告示第10号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和4年8月1日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形 博 司

- 1 日時 令和4年8月4日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室

3 事案

- (1) 令和5年度使用の和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書について
- (2) 和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について
- (3) 令和5年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について
- (4) 人事案件について
- (5) 人事案件について
- (6) その他

(令和4年8月1日揭示済)